

令和3年9月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、ACアダプター（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）に関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件）  | 1件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うちノートパソコン1件、インターホン（モニターテレビ付）1件）   | 2件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電動車いす（ハンドル形）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、<br>扇風機1件、ノートパソコン3件、エアコン（室外機）1件、<br>マッサージ器（充電式）1件、プラズマテレビ1件、除湿機1件、<br>折りたたみ自転車1件） | 11件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 長期使用の扇風機についての注意喚起（管理番号：A202100420）

#### ①事象について

学校で火災警報器が鳴動したため確認すると、扇風機及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（45年以上）された製品

#### ②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損したりしている。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/160614kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf)

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO  新日本電気 ゼネラル	三洋電機株式会社	<a href="https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html">https://www.panasonic.com/jp/support/sanyo/info/psef080430.html</a> 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※ 同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。 <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 <a href="http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html">http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html</a> 株式会社富士通ゼネラル <a href="https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/">https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/</a>
SHARP	シャープ株式会社	<a href="http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html">http://www.sharp.co.jp/support/safety/fan_info.html</a> お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00 （年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	<a href="https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm">https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm</a> 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00 （事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	<a href="https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html">https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/e-fan.html</a> 扇風機ご使用相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	<a href="https://kadenfan.hitachi.co.jp/Ing_hyoji/elfan/index.html">https://kadenfan.hitachi.co.jp/Ing_hyoji/elfan/index.html</a> 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00 （年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	<a href="https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html">https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html</a> 広報 IR 部広報課 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS 利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	<a href="http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html">http://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html</a> 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:30（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) 株式会社東芝(現 Dynabook株式会社)が輸入したACアダプター(ノートパソコン用) (「ノートパソコン」として公表)について (管理番号: A202100422)

①事故事象について

株式会社東芝(現 Dynabook株式会社(法人番号: 8010601034867))が輸入したノートパソコンのACアダプターを使用中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール(無償部品交換)について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年(平成30年)6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品(管理番号: A202100422)の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品: ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月~7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月~4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年(平成30年)6月22日からリコール(無償部品交換)を実施  
回収率: 16.6%(2021年8月31日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2021年度	3	火災	2015年度	1	火災
2020年度	5	火災	2014年度	0	—
2019年度	8	火災	2013年度	0	—
2018年度	8	火災	2012年度	0	—
2017年度	4	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202100422）は含まない。

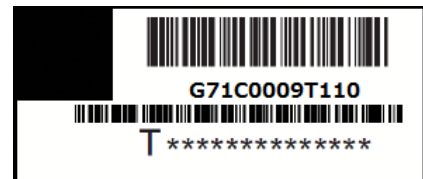
<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

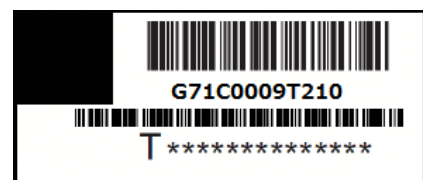
G71C0009S210



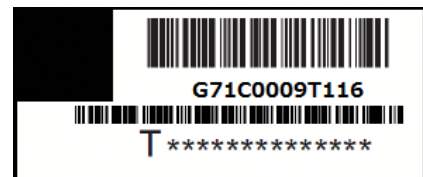
G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：[https://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806\\_aca.htm](https://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm)

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、門田

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202100417	令和3年8月29日	令和3年9月6日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-101W	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日都道府県	備考
A202100422	令和3年8月27日	令和3年9月6日	ノートパソコン	dynabook T350/56BR	株式会社東芝(現 DYNABOOK株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品のACアダプターを使用中、当該製品のACアダプター及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月7日に公表したルーター(パソコン周辺機器、USB電源式)に関する事故(A202100415)及びノートパソコンに関する事故(A202100421)と同一 平成30年6月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:16.6%
A202100426	令和3年8月26日	令和3年9月7日	インターホン(モニターテレビ付)	VL-MV25X	パナソニック システムネットワークス株式会社(現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	滋賀県	令和3年9月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済



### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100418	令和3年8月26日	令和3年9月6日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	当該製品を使用中、踏切内で列車にはねられ死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	香川県	
A202100419	令和3年8月8日	令和3年9月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月24日
A202100420	令和3年8月26日	令和3年9月6日	扇風機	火災	学校で火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から45年以上経過した製品 令和3年9月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202100421	令和3年8月27日	令和3年9月6日	ノートパソコン	火災	当該製品に当該製品の付属品ではないACアダプターを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和3年9月7日に公表したルーター(パソコン周辺機器、USB電源式)に関する事故(A202100415)及びノートパソコンに関する事故(A202100422)と同一 令和3年9月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100423	令和3年8月25日	令和3年9月6日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から10年以上経過した製品
A202100424	令和3年8月26日	令和3年9月7日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202100425	令和3年8月7日	令和3年9月7日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月27日

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100427	令和3年8月25日	令和3年9月7日	プラズマテレビ	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年9月2日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202100428	令和3年8月31日	令和3年9月7日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202100429	令和3年8月19日	令和3年9月8日	除湿機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し た。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因 を調査中。	島根県	
A202100430	令和3年6月1日	令和3年9月8日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該製品で走行中、サドル付け根のボルトが破損してサドルが 外れ、転倒、右足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、 原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品 事故として認識し たのは令和3年9月2 日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

インターホン（モニターテレビ付）（管理番号：A202100426）

